

第34回総会議案書ダイジェスト版

〒330-0854さいたま市大宮区桜木町4-1005 048-644-1571 FAX048-644-1572

http://www.geocities.jp/saitama_gakudou/

e-mail:gakudoust@yahoo.co.jp

【郵便振替】00160-7-93727

2006年度の活動方針の重点より

1. 「三位一体改革」・「社会福祉基礎構造改革」を押し返し、次世代育成支援を大きな社会の流れにしていく。

「補助金の一般財源化」を含む「三位一体改革」は、2004年度、学童保育施策を直撃しました。幸い大きな被害は回避されましたが、今後については不透明だと言われています。福祉を必要としている人々にきちんと施策が施されるような仕組みは、絶対に維持されなければなりません。「社会福祉基礎構造改革」とも連動するこの動きに対し、明確な対応を取る必要があります。

「指定管理者制度」が広がりつつありますが、人間を相手にする学童保育のような継続性が求められる事業には、この制度はふさわしくありません。国全体のレベルで、学童保育のような福祉事業は、この制度の対象外になるような運動をする必要があります。

次世代育成支援政策は、「急務だ」と言われながらも、財政措置を伴う具体策の段階に至るとトーンダウンしてしまう傾向が見られます。政府として、次世代育成が国民的課題であることを認識し実効性のある支援の実現へ向けて、財源確保も含めた抜本的な政策の転換を求めていく必要があります。

2-1. 「埼玉県放課後児童クラブ運営基準（以下「運営基準」）」の周知徹底をはかるとともに、更なるグレードアップの検討を

2003年度に埼玉県当局が学童保育の「運営基準」を策定したことは、大きな意味を持っています。県自らが定めた「運営基準」をてこに、抜本的な施策の改善、学童保育制度の確立を求めていきます。また「運営基準」のグレードアップへの働きかけも行います。地域では、「運営基準活用促進事業」を獲得するよう努めましょう。

2-2. 「点検表」による「点検結果」を調査研究して、県内の学童保育施策の状況と課題を明らかにする。個別具体的課題としては「大規模問題」が急務

「点検表」と「点検結果」は、地域による学童保育施策の格差が一目瞭然となるものです。それぞれの地域で「点検結果」を分析し、施策向上のツールとして活用しましょう。

県施策については、1箇所当たりの補助基準額の改善 施設整備費の拡充 障害児施策の改善 障害児学童保育施策の改善に加えて、1施設2クラス化は、大規模化解消のための当面の措置としてぜひ実現させなければならない課題です。

3. 「埼玉県子育て応援行動計画（以下「コバトンプラン」）」2年目に当たり、推進協議会に積極的に関わることを通して、コバトンプランの確実な実施と更なるグレードアップをはかる。

a：推進協議会に加わり推進のために力を尽くす。 b：コバトンプラン関連事業への参加・協力 c：上記を通して、コバトンプランを更にグレードアップさせる。

4. 研修の体系化と認証制度の検討、保育指針作り、保育実践検討会の拡充などを通して、指導員の保育力量の向上をはかる。

学童保育では、指導員が一人ひとりの子どもをしっかりと受けとめ、適切な関わりを持つことが欠かせません。そうした指導員の役割を果たすためには、指導員自らが学ぶ姿勢を持ち、研鑽を積んで

いく必要があります。特に、保育実践を繰り返し検討することを大事にする「学び」を重視します。

また、研修の体系化や保育指針作りを進め、効果的な研修を目指します。

指導員研修カリキュラムや指導員の認証制度の検討

：県のコバトンプランにも、明記されている指導員研修カリキュラムや認証制度について、2005年度は、県連協（+県指導員連協）と埼玉県・埼玉大学の研究者を中心とした研究会が発足しました。今年度はこの会の活動を中心に、研修の認証制度の検討を進めます。

「保育指針」づくり

：2005年度は、「保育内容・保育指針検討委員会」を中心に「第1案」をまとめました。今年度は「第1案」を元に、幅広い議論を進め、県連協版「保育指針」作りを進めます。

5. 「モデル就業規則」を作るなどして、指導員の雇用・労働条件の整備と均質・均等化を図る。

指導員の保育力量の向上は、経験の蓄積によるところが大きい。一定の雇用・労働条件の整備がなければ、指導員は定着せず、総体としての保育力量も蓄積・向上していきません。行政や社会全体への理解を広めつつ、指導員の労働条件改善に努めます。特に、「モデル就業規則」・働き方のルールなど、指導員の雇用・労働条件に関する制度の整備に取り組みます。

6. 障害児の豊かな放課後の生活を保障する仕組みを作る。

埼玉県の障害児施策は、他県に比して進んだところもありますが、現場からすれば不十分です。県施策の改善に取り組むとともに、各クラブでも障害児の受け入れを進めます。また、障害の程度や種類に応じたケアのあり方や、障害児と健常児とがともに豊かに過ごせる保育内容の研究を進めます。

障害児を対象とした「障害児学童保育」も埼玉県内で25ヶ所あります。国の施策が不十分な中で、運営の悩みはより一層深刻です。埼玉県の施策は、2005年度には養護学校ではない学校に通う障害児も補助対象となる、2006年度には単価の増額等、一定の前進が見られました。今後更に県施策の抜本的な見直しを迫るとともに、全国的な組織作りにも取り組み、国の施策作りを実現していきます。

7. 今年度実現した専従職員複数化体制を生かして、県内の組織化と運動の強化に務める。『日本の学童ほいく』誌の普及拡大（目標：全県で10,000部）を図る。

埼玉県の学童保育の発展は、保護者・指導員のがんばりと連帯の賜物ですが、それを形にしてきた県連絡協議会の役割も大きなものがあります。県連協の活動を更に活発化させるために、以下の課題に取り組めます。充実した事務局体制を活用し、日常的な運営・運動への支援を強めます。特定の支援を必要とする課題について、とりわけ丁寧な取り組みをします。

学童保育の作り運動への支援、加盟クラブの拡大。『日本の学童ほいく』誌10,000部達成

HPの充実、メーリングリストの構築、IT化とペーパーレス化の促進

学童保育の現状把握と研究 『日本の学童ほいく』誌の普及拡大と関連して

個別クラブ・地域組織の相談活動

8. 学童保育における子どもの「安全・安心」を保障する取り組みを進める。

県連協として研修会等の内容づくりに当たって「安全・安心」の視点を強化すると同時に、に各クラブでも取り組みを強化します。

9. 子どもを真ん中に据えながら、保護者と指導員との連携を基礎にした活動を進める。

学童保育の主人公は子どもたちです。その子どもたちの学童における豊かな生活は、保護者同士、指導員同士、そして保護者と指導員との相互理解・信頼関係を基に築かれるものです。子どもを真ん中にした「共同の子育て」を大切に、学童保育の運営・活動に取り組ましましょう。

【埼玉県学童保育連絡協議会 2006年度の主な活動計画】

県連協の主な会議等（月例の委員会等は省略） 行政施策改善、 研修活動

【6月】

11日 第31回全国指導員学校 於：埼玉県立大学
28日 第21回県指導員基礎講座 於：さいたま市産業文化センター

【7月】

1日 第1回代表委員会（方針の具体化、県連協事務所盗難への対応）

【8月】

5～7日 第38回全国保育団体合同研究集会（in埼玉） 於：川越運動公園等

【9月】

9～10日 第22回県合宿研究会 於：伊奈町・県民活動センター
9日 第2回代表委員会（県への予算要望等）

【10月】

1ないし8日予定 第34回県指導員学校（放課後児童指導員研修会） 於：未定
障害児学童ブロックとしての県との話し合い

28～29日 第41回全国研究集会 於：愛知県体育館、日本福祉大学
第3回代表委員会（県への要望書決定等）

【11月】

県への予算要望に関する話し合い

第7回指導員労働問題講座 於：さいたま市内（予定）

【12月】

各沿線ブロック交流会 於：ブロックごとの会場
第6回集中講座・障害児の生活づくり（1） 於：未定

【1月】

21日（予定） 第17回よりよい学童保育づくりのための一日学習会 於：未定
第4回代表委員会（前半期の振り返り等）

【2月】

第6回集中講座・障害児の生活づくり（2） 於：未定

[県の次年度予算案発表]

【3月】

4日（予定） 第28回県実践交流会 於：未定
第12回『日本の学童ほいく』誌会議 於：さいたま市内（予定）
18日（予定） 第7回新人指導員研修会 於：さいたま市内（予定）

【4月】

第5回代表委員会（来年度方針・予算等審議）

【5月】

26日 第35回県連絡協議会総会 於：埼玉教育会館（予定）
27日 第35回県研究集会 於：未定

県連協の会議・委員会活動など

A．審議・執行機関

総会：県連協の最高議決機関。活動方針・役員体制・予決算などの重要事項を審議。年一回。

代表委員会：総会に次ぐ議決機関で、各地域連協等の代表者を以て構成。県への要望書・総会議案書等を審議しますが、各地域の活動交流や情報交換という役割も担っています。年5回程度。

運営委員会：県連協の執行機関。各地域連協から推薦された委員によって構成。本年度は37名。方針に沿った活動の具体的な執行に責任を持ち、執行部としての意志決定を行います。月1回。

B．専門委員会…個別の課題に対応するため、運営委員会の下に下記の専門委員会を置いています。

指導員労働条件改善委員会：指導員連協の委員会と共に構成。指導員の労働条件について検討します。労働条件をめぐる学びの場を作ると共に、「働き方のルール」や「モデル勤務規程」などの策定も検討します。毎月第4木曜日開催。

公立公営委員会：公立公営学童保育が抱える課題について検討します。一昨年度来討議してきた「指定管理者制度」問題について、今年度は「市町村制度・政策研究プロジェクト」で取り扱うことになったため、今年度は学期に1回程度の交流会形式で開催する予定です。

学習・研究委員会：指導員連協の委員会と共に構成。定例の研修会・学習会の内容作りを行います。第3金曜日開催。

障害児問題専門委員会：障害児を受け入れているクラブや障害児学童ブロックも加わって組織。障害児の保育に関する課題や、障害児学童保育の課題について検討します。「集中講座 障害児の生活づくり」も担当。第4水曜日開催。

保育内容・保育指針検討委員会：学童保育指導員の指導内容・保育内容の検討をします。現在、県レベルでの「保育指針」作りを課題として研究しています。9月の合宿研究会にて「第1案」を討議していただき、それを受けて年度内に正式なものとして完成をめざします。不定期。

（新設）市町村制度・政策研究プロジェクト：市町村の学童保育制度・施策を継続的に検討研究するもので、適切な取り組みへの提言なども行う予定です。当面は「指定管理者制度」と「市町村合併」を研究テーマとします。7月からスタート予定です。

C．その他の組織等

沿線ブロック：県内を、東武伊勢崎線、京浜東北・高崎・宇都宮線、東武東上線、西武池袋線の各沿線、及び北部の5ブロックにわけ、それぞれの地域の課題に基づいた活動を展開します。

障害児学童保育ブロック：障害児学童保育で一つのブロックを形成し、活動します。最初の金曜日の翌週の火曜日開催。

指導員連絡協議会：県連協とは別の組織として、指導員による全県的な連絡協議会が形成されており、保育内容の向上、労働条件の整備等のために活動しています。